

を行ふ丈けの生産が無いのである。強いて會社の云ふ如く行へば失業者を出すに至る。(一定量の生産に對し、個々の勞働者の作業分量が増加せば従業員の数も減らさねばならぬ事となる) 故にこの失業問題の合理的な解決をなさざる限り、職出し作業をなさざるは極めて當然な事である。

作業實況(二頁—三頁)に於いて、勞働組合員の横暴を云々するも、もとよりこれは誇大なる、宣傳である。會社の云ふ如き状態で、定められたる生産が行はれ、莫大なる利益を擧げつゝある事實の生ずる筈がない。一、二の不良分子は世間のいかなる工場にも、いかなる團體にもあるものであるが之を以つて全般も然るかの如くに、宣傳するは卑劣である。而も勞働組合は、かゝる一、二の不良分子に對しても、充分責任を感じて之が匡正と處分に努力するものであるが如何せん勞働組合が常に壓迫され、其生存が常におびやかされつゝある工場に於いては、其努力が十二分の効果を齎さないものである。之常に我等が勞働組合の公認、團體協約權の確立を主張する所以である。人情の自然として壓迫ある處に鬭争觀念の生ずる事を御記憶願ひ度い。

(三) 昭和二年四月の要求提出 及び其保留の顛末

(イ) 要求提出

大正十四年四月、會社は勞働組合壓迫の爲め、組合幹部數名を解雇したる際、組合は之は之が復職と待遇改善とを要求した。而して復職の目的を貫徹するや、組合は自ら待遇改善の要求を撤回し改めて希望案となし、今後に於いて會社の自發的改善に待つこととなつた。然るに爾來再三督促したるも會社のこれに對する努力を見る能はず、依つて昭和二年四月十日、要求書として提出したる次第である。決して會社の云ふが如く突如として行ひたるものに非ず。(爭議真相六頁一行) されば會社及び一般町民は、別に驚愕も戰慄もせず「果たしてこの事ありたり」と思つた譯けである。

(同七頁三行)

(ロ) 要求案と其理由

(一) 賃銀の一割増給、女工は二割 (二) 解雇老衰退職手當は、從來の支給率に對し勤続一ヶ月に就き日給一日分を加算すること。(三) 桶工徒弟は各工場に於いて一名乃至二名を桶工全員の責任を以つて養成せしむること(四) 年末賞與の最低額を日給一ヶ月分と定めること(五) 入社より熟練工に達する年限を四ヶ年となすこと(六) 日雇工に對し工具扶助規定を適用すること